

広報

# ひこね

2020  
(令和2年)

6/1

## 特集①

新型コロナウイルス感染症対策

医療関係者などに感謝し、  
応援するための  
彦根城ブルーライトアップ

## 特集②

風水害から身を守る

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、広報ひこねに掲載している行事などが中止・延期等になることがあります。行事の開催の有無は、事前に主催者にお問い合わせください。



# 市の今後の取り組みをお知らせします

## 彦根市新型コロナウイルス感染症対策

### ①感染拡大から 市民を守る

国・県と連携しながら、市民の皆さんの命を守る取り組みを実施します。

- 「生活支援緊急相談窓口」設置
- 手洗いの自動水栓化など公共施設の感染防止対策の実施など

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の皆さんの暮らしに甚大な影響が出ています。安心して暮らせる日常を取り戻すため、今後の市の取り組みを「彦根市新型コロナウイルス感染症対策」としてまとめました。今後、実施時期を見極めながら、上の 3 つの取り組みを実施します。

この他にも施策の実施を予定しています。今後、彦根市ホームページなどでお知らせします。

## 企業・個人事業主への支援

### 彦根市新型コロナウイルス感染拡大 防止臨時支援金【市独自】 (6 月議会提案予定)

滋賀県の「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」を受給された市内中小企業・個人事業主に、追加支援を行います。

本市では、県の休業等の要請の対象となる施設で事業を営み、県の支給要件に一部該当しなかった事業者も支援します。

**金額** 中小企業者：20 万円、個人事業主：10 万円（予定）

**対** 市内に事業所を有する事業主

**問** 地域経済振興課 ☎ 30-6119   FAX 24-9676

### ②生活・雇用・ 事業を守る

国の特別定額給付金を市民の皆さんにできるだけ早くお届けします。個人・事業者に対して、市独自の施策を実施します。

- 水道料金基本料金の免除
- 子育て世帯への支援
- 市内企業・個人事業主への支援
- 小・中学生への図書カードの配布など

一部の施策は、6 月議会で議決をいただく必要がありますので、変更になる場合があります。

**問** 生活支援緊急相談窓口  
☎ 0120-66-3792（平日 8：30 ～ 17：15）  
※各支援策は、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

### ③地域経済を 回復

地域経済を回復させるための施策を積極的に展開し、将来の不安を解消します。

- みんなで応援！ひこねカタログチョイス事業の実施
- 市内観光促進のためのクーポン発行など

### 彦根市新型コロナウイルス感染症対 策経営力強化補助金【市独自】 (5 月臨時会議決済み)

新型コロナウイルス感染症対策のために設備投資を行った市内の飲食店や小売事業主に、補助を行います。空気清浄機や衝立の購入、換気設備の設置などが対象です。

**金額** 最大 10 万円

**対** 市内に事業所を有する事業主

**問** 地域経済振興課 ☎ 30-6119   FAX 24-9676

## 生活支援緊急相談窓口

生活支援制度の案内や活用方法、関係機関・窓口の案内など、必要な支援につながるようお手伝いします。

フリーダイヤル ☎ 0120 - 66 - 3792 みなぎゅうふ  
(平日 8：30 ～ 17：15)

## 個人・世帯への支援

### 彦根市子ども・子育て応援給付金 【市独自】（6 月議会提案予定）

子育て世帯の経済的・精神的な負担の軽減と、早期に安心して穏やかな生活を獲得することを応援することを目的に支給します。

**対** 本市に住所を有し、平成 14 年 4 月 2 日以降に生まれた人（予定）

**支給方法** 6 月市議会定例会で議決をいただければ、準備が整いしだい、案内などを行います。

**支給金額** 支給対象の子ども 1 人につき 1 万円（予定）

**問** 子ども・若者課 ☎ 49-2251   FAX 26-1768

### 彦根市児童扶養手当受給者応援給付 金【市独自】（6 月議会提案予定）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的影響を大きく受けるひとり親世帯で、児童扶養手当受給者に支給します。

**対** 児童扶養手当受給者（5 月または 6 月分を 7 月までに受給する人）（予定）

**支給方法** 6 月市議会定例会で議決をいただければ、準備が整いしだい、案内などを行います。

**支給金額** 児童扶養手当受給者の支給対象の子ども 1 人につき 1 万円（予定）

**問** 子育て支援課 ☎ 26-0994   FAX 26-1768

### 特別定額給付金

国の施策として、家計への支援を行うため、1 人につき 10 万円を給付します。※詳細は 4 ページ

### 水道料金基本料金の免除 【市独自】（6 月議会提案予定）

水道料金の基本料金を 4 か月間免除します。

**対** 本市と給水契約している全ての個人・事業者（約 44,000 件：市内全契約件数）

**申請方法** 手続不要

**減免期間** 令和 2 年 7 ～ 10 月検針分（4 か月間）（令和 2 年 8 月～ 11 月請求分）

**問** 上下水道業務課 ☎ 22-2722   FAX 22-5433

### 国民健康保険料の一部免除【市独自】 (6 月議会提案予定)

国民健康保険被保険者の生活を支援するため、令和 2 年度の国民健康保険料の一部を免除する予定です。

**対** 国民健康保険被保険者（予定）

**申請方法** 手続不要

**免除期間** 6 月（第 1 期）、7 月（第 2 期）は保険料を徴収せずに、8 月（第 3 期）から納付していただきます。（予定）

**問** 保険料課 ☎ 30-6145   FAX 22-1398

### 子育て世帯への臨時特別給付金

国の施策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。※詳細は 5 ページ

## 子育て世帯への臨時特別給付金

問 保険年金課年金係  
☎ 30-6136 ☎ 22-1398

**対象児童** 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

**支給対象** 令和2年4月分(平成16年4月2日生から平成17年4月1日生までは令和2年3月分)の児童手当の受給者。児童手当の所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている人は支給対象外です。

**給付額** 対象児童1人につき1万円(1回限り)

### 申請方法

#### ▶公務員以外 <申請不要>

- ・対象者に案内を送ります(5月29日(金)発送)。  
※希望しない場合は、6月12日(金)までに、同封の「受給拒否の届出書」を提出してください。
- ・6月19日(金)に直近の児童手当登録口座へ振り込みます(予定)。

#### ▶公務員

- ・勤務先から申請書が配布されます。
  - ・9月30日(水)までに、支給対象者であることの証明を受けた上で、郵送などで提出してください。
  - ・申請の約1か月後に口座へ振り込みます(予定)。
- ※詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

## 自転車駐車場使用料を還付(返還)

問 交通対策課  
☎ 30-6134 ☎ 24-5211

**対象** 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通学先の学校(小・中学校、高校、大学など)が休業となった児童、生徒、学生

**還付額** 3～5月のうち学校が休業した月の使用料

**申請方法** 次のいずれか

①電子申請(右のQRコードから可能)  
期間 6月1日(月)～12月21日(月)

②郵送申請  
期間 6月1日(月)～12月21日(月)(消印有効)  
※必要書類は自転車駐車場で6月1日(月)から配布します。



彦根市電子申請サービス

### 申請に必要なもの

- ①氏名・学校名が確認できる書類(例 生徒手帳)
- ②金融機関名・口座番号が確認できる書類(例 預金通帳)
- ③還付対象の定期駐車券  
※定期駐車券を紛失・破棄した人は、申込先の自転車駐車場で再交付の手続きを行ってください。  
※電子申請の場合は、全ての書類を画像(jpg形式、1点3MB以下)にして添付してください。  
※郵送申請の場合は、①②③のコピーを申請書に同封してください。

## 給付金の詐欺に注意！！

市役所などが次のことを行うことはありません。

- ✕ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ✕ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✕ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

怪しいな？と思ったら、  
遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン  
局番なしの「188(いやや)」



ひこにゃんの給付金詐欺注意喚起動画を公開中！



給付金詐欺に注意！！

## 特別定額給付金(10万円)申請受付中

問 彦根市特別定額給付金コールセンター  
☎ 0120-66-3792(平日8:30～17:15)

**対象** 4月27日時点で彦根市の住民基本台帳に記録されていた人

**給付額** 1人につき10万円

**申請期限** 8月18日(火)

※申請受付後、2週間程度で振り込みます。  
※世帯主が、その世帯全員分をまとめて申請し、受給していただきます。

### 申請方法

#### ① 郵送申請

各世帯へ申請書類を送付しています。

#### 1 届いた申請書に必要事項を記入

#### 2 必要書類(本人確認、口座確認)を添付

#### 3 申請書と必要書類を郵送で提出

※返信用封筒(切手不要)を同封しています。

#### ② オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの場合は、オンラインによる申請も可能ですが、申請内容に間違いがあると、**口座振込が遅れる場合がありますので、郵送申請をお勧めします。**

新型コロナウイルス感染拡大防止のために

- 市役所などへの来庁はお控えください。
- 問い合わせは電話でお願いします。



## 相談先

次の症状がある場合は、**すぐに帰国者・接触者相談センター**にご相談ください。

### <相談の目安>(これらに該当しない場合の相談も可能です)

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの**強い症状**のいずれかがある
- **重症化しやすい人(※)**で、発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状**がある  
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人
- 上記以外の人で、発熱や咳など、**比較的軽い風邪の症状が続く**

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。

■ 妊婦 念のため重症化しやすい人と同様に、早めに相談してください。

この目安は皆さんが相談する目安です。検査はこれまでどおり、医師が個別に判断します。相談の結果、感染疑いの場合、専門の帰国者・接触者外来を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

#### ● 帰国者・接触者相談センター

【毎日】(24時間)

☎ 077-528-3621

☎ 077-528-4865

✉ s-support@office.email.ne.jp

※電話がつながりにくい場合は、  
☎ 077-528-3677  
(平日7:00～19:00のみ)  
へおかけください。

#### ● 予防などに関する相談(一般電話相談窓口)

【毎日】(8:30～17:15)

☎ 077-528-3637

☎ 077-528-4865

✉ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp



# 防災情報はどやって入手するの？



## テレビ・ラジオ

- テレビ：NHK データ放送（d ボタンを押す）
- ラジオ：エフエムひこね（78.2MHz）



## メール配信

- 彦根市メール配信システム「touroku@hikone-city.jp」に空メールを送信して登録（通信料のみ利用者負担）



## 彦根市ホームページ

トップページの上部（の部分）に、「緊急情報」を表示



## アプリ

- Yahoo! 防災速報  
位置情報により、設定した地域（最大3地点）の情報を通知



【ダウンロード用 QR コード】



- 彦根市総合アプリ「ひこまち」  
「彦根市メール配信システム」と連携し、情報を配信



# どこに避難するか 事前にチェックしておこう

次の方法で「指定緊急避難場所」「指定避難所」を確認

- ▶彦根市ホームページ（「指定緊急避難場所」で検索）
- ▶彦根市民防災マニュアル（冊子）
- ▶アプリ

- 全国避難所ガイド  
現在地周辺の避難所を検索して、ルートを案内



## 彦根市水害ハザードマップを見てみよう！

100 年に 1 度の猛烈な雨が降った場合、自宅はどの程度の深さまで浸水するのか知ってますか？彦根市ホームページで確認してみましょう（「彦根市水害ハザードマップ」で検索）。

もし逃げ遅れて  
避難所へ行けない場合は・・・

## 2階以上へ垂直避難を！



避難が遅れ、危険が迫った時には、自宅や近くの丈夫な建物の2階以上に逃げましょう。できるだけ上の階で救助を待ち、電話、懐中電灯、発煙筒などで居場所を知らせましょう。

※避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、8 ページをご覧ください。

どうする？

避難する？



まもなく、大雨や台風が多い季節が訪れます。自分や家族などの身を守る方法を、今一度確認しましょう。

問 危機管理課  
☎ 30-6150 FAX 23-1777

# 防災情報の「警戒レベル」で判断しよう！

## 警戒レベルとは？

住民の皆さんが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするための情報です。

避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を、5 段階の「警戒レベル」を用いて伝えます。

| 避難情報の発令 | 市民がとるべき行動                              |
|---------|----------------------------------------|
| 警戒レベル5  | すでに災害が発生しており、命を守るための最善の行動              |
| 警戒レベル4  | 全ての人が速やかに避難行動                          |
| 警戒レベル3  | 高齢者など避難に時間がかかる人は避難行動<br>その他の人は避難準備     |
| 警戒レベル2  | 自らの避難行動を確認<br>（避難情報の入手手段の確認、避難経路の確認など） |
| 警戒レベル1  | 災害への心構えを高める（防災気象情報などに注意）               |

市が発令

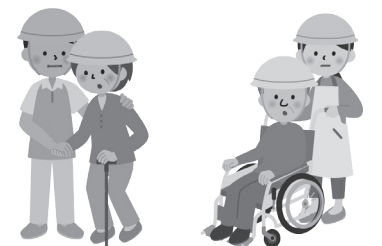
気象庁が発表

## これは覚えておこう

警戒レベル3



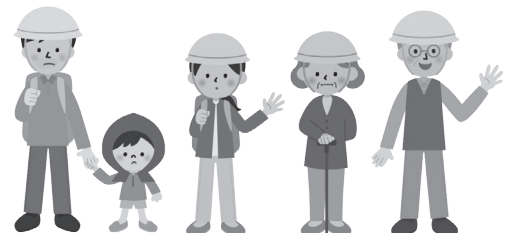
高齢者など  
移動に時間がかかる人は避難！



警戒レベル4



全員が避難！



※手遅れにならないためにも早めに避難しましょう。



# 令和元年台風19号で被災したまち 栃木県佐野市・茨城県水戸市



① 佐野市



④ 水戸市



② 水戸市



③ 佐野市



水戸市 ⑥

- ① 損壊した橋（秋山川）
- ② 市民用物資
- ③ ボランティアセンターの様子
- ④ 浸水した住宅（泥水の跡が残っている）
- ⑤ 災害対策本部の様子
- ⑥ 道路脇に積まれた災害ごみ

## 昨年、被災地支援に行った本市職員が 支援活動の中で感じたことと市民の皆さんに伝えたいこと



**「まさか」が現実にも！  
水害ハザードマップ  
を確認してください**

危機管理課 主任  
真方 哲雄

佐野市では、台風19号で秋山川が決壊し、大きな被害が発生しました。支援のため、被災地へ行きました。市民の皆さんの声を聞く機会があったときに、「まさか、決壊するとは思わなかった」とおっしゃっていました。

普段、秋山川の水位は低いとのことでしたが、佐野市のハザードマップを確認すると、想定されていた「浸水エリア」が実際に浸水していました。

この教訓から、今一度、**彦根市内のハザードマップを確認いただきますようお願いいたします。**

**「大丈夫」はNG！  
早く逃げるのが  
肝心です**

危機管理課 主事  
安田 隆真

水戸市へ支援に行った時点では、すでに水は引いていたものの、被害の爪痕は大きく、泥水の跡が家や車にくっつきに残っていました。浸水の影響で、周辺は酸っぱい臭いが充満しており、住宅街では住民の皆さんが玄関を開放して、家の消毒作業を行っていました。道路脇には、浸水で使えなくなった冷蔵庫、畳などのごみが山積みになっているなど、日常からは考えられない光景が広がっていました。

予想外のことは起こります。**「たぶん大丈夫だろう」と思わずに、早めに避難しましょう。**



# 備蓄品・非常持出品は準備できていますか？



**水**  
1人分：1日3リットル

**アルファ化米**  
長期保存ができるお米です。お湯や水を入れるだけで作れます。

**薬**  
持病のある人は、専用の薬の備蓄が大事。かかりつけの病院の診察券や病名、処方薬のメモも保管しておきましょう。

**長期保存の  
レトルト食品**

いろいろな種類の食品があると、被災時でも、気持ちが元気になるれます。

**「ローリングストック法」  
を実践してみよう**

- ① 普段から缶詰やレトルト食品を多めに**備蓄（ストック）**しておく。
  - ② 古いものから**食べる**。
  - ③ 消費した分だけ**買い足す**ことで、常に一定量を保つ。
- ★①～③を繰り返す

**被災した時こそ  
心が安らぐものが必要**

災害が起きたときは、恐怖と不安で、心も疲れやすくなります。少しでも緩和するためにも、自分が癒されるものや気持ちが楽になるものなども、一緒に用意しておきましょう。



その他、準備しておくものは、市民防災マニュアルの73ページ「備えと対策編」をご覧ください（彦根市ホームページにも掲載しています）



# 避難場所等での新型コロナウイルス感染症対策

避難する皆さんへのお知らせとお願い

**災** 害時の避難は、「三つの密」（密閉・密集・密接）空間の中での集団生活などにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる危険性があります。

**避難場所等へ避難する場合の注意点**

**避** 難場所などへ行く前には、体温測定をお願いします。

発熱や風邪症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談をしていただく場合があります。

万が一、避難場所等で、発熱や風邪症状が出た場合は、速やかに市職員へ申し、指示を受けてください。

**市** では、複数の避難場所等の開設時に、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、備蓄品を配備するなどの対策を講じますが、できるだけ感染リスクを軽減するため、次のとおり災害時に備え、皆さん自身で準備しておきましょう。

**① 親戚や友人の家などへの避難の検討**

避難時には、避難場所等が過密状態になることを防ぐため、できる限り、親戚や友人の家へ避難することも考えておきましょう。

**② 手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底**

避難者や避難所運営関係者は、頻繁に手洗いをを行い、咳エチケットなどの基本的な感染対策を徹底しましょう。

**③ じゅうぶんな換気の実施、スペースの確保など**

避難場所等では、じゅうぶんな換気に努め、避難者にとって余裕のあるスペースを確保しましょう。



## 市民と共に オール彦根 で進める未来の まちづくり

# 市民意識調査の結果を報告します

彦根市のまちづくりの指針である彦根市総合計画。  
計画策定の基礎資料とするために、昨年度、実施した  
市民意識調査の結果の概要を紹介します。

## 新たな彦根市総合計画に向けて

彦根市では、まちづくりの指針である彦根市総合計画（総合計画）に基づいた市政運営を進めています。

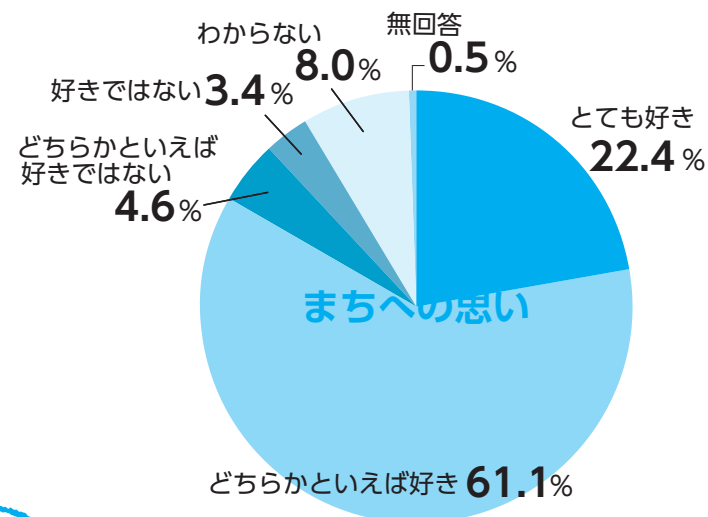
現在、令和4年度以降の新たな総合計画の策定に向けた作業を進めるとともに、長期的に安定し、均衡ある市内の土地利用を図ることを目的とした「彦根市国土利用計画」の策定に向けた作業も進めています。

市民意識調査の結果報告書は、彦根市ホームページ、情報公開コーナー（彦根駅西口仮庁舎3階）、市立図書館、各地区公民館などでご覧いただけます。

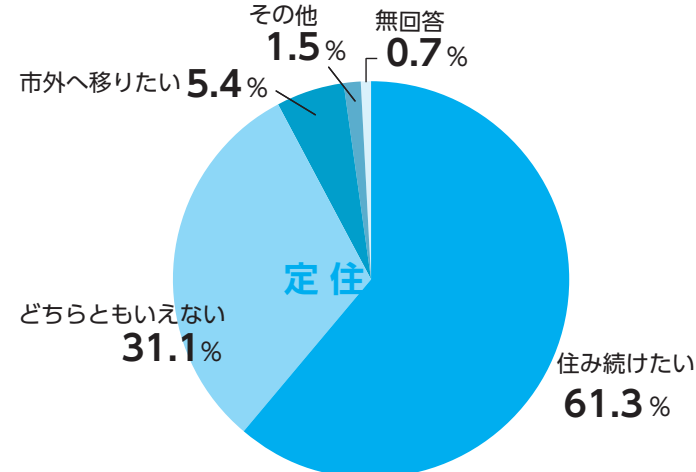
※集計結果は、有効標本数に、それぞれの回答が占める割合を示しています。小数第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

問 企画課 ☎ 30-6101 FAX 22-1398

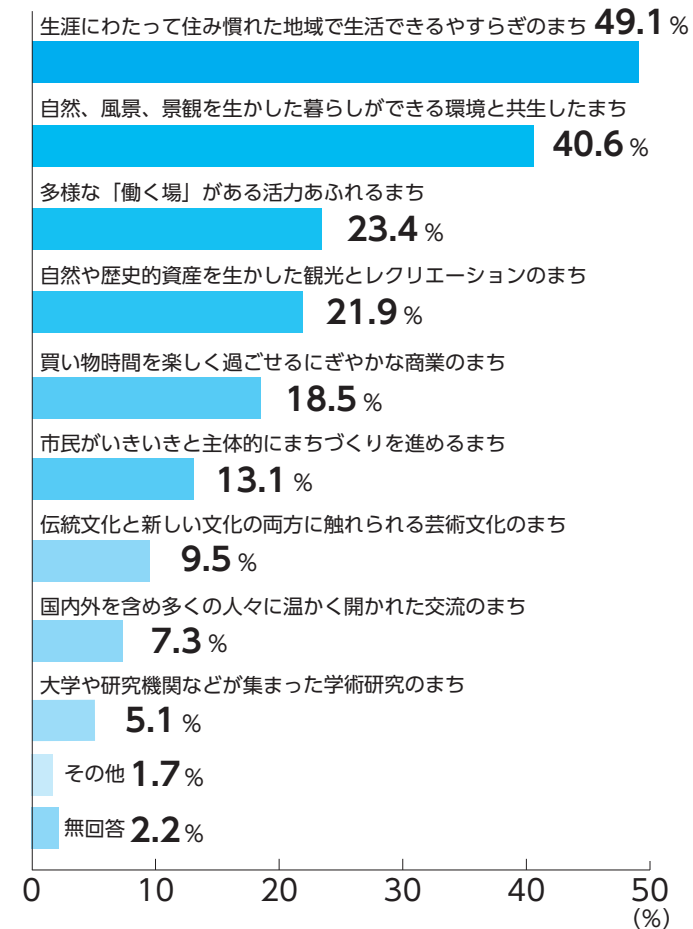
## Q 彦根市が好きですか？



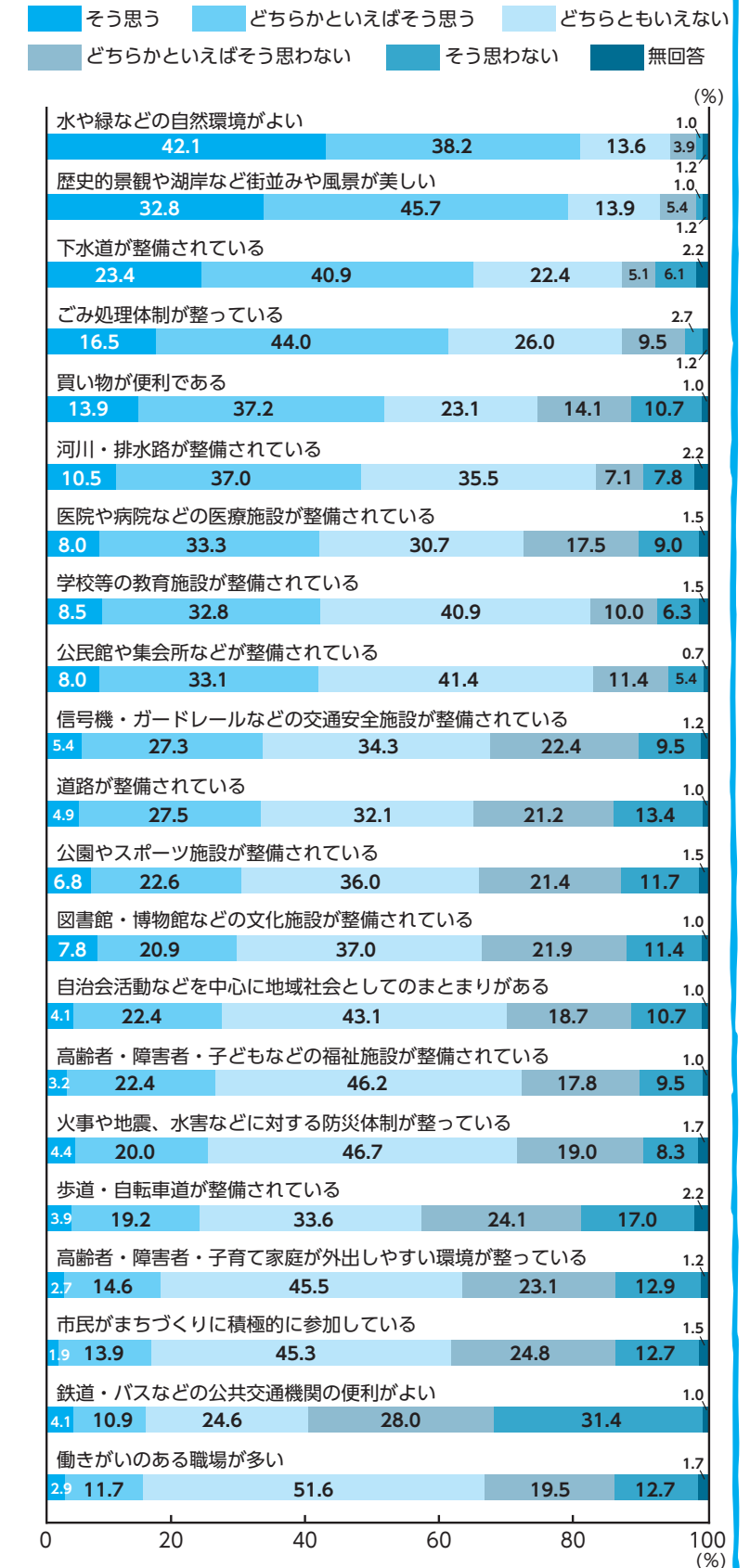
## Q 住み続けたいと思いますか？



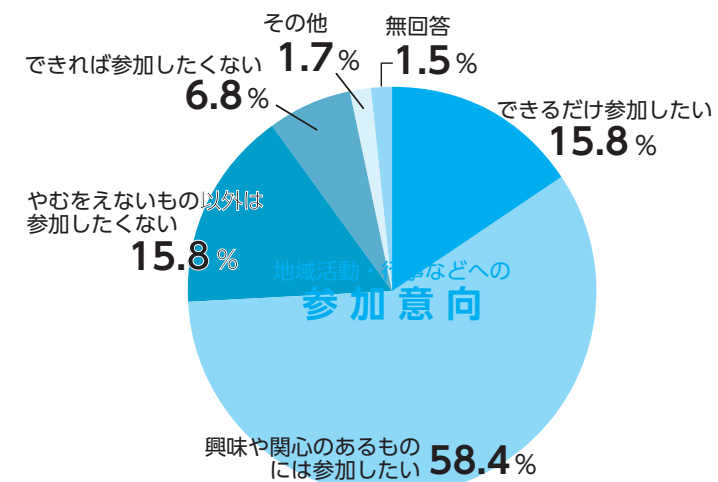
## Q 将来、どのようなまちになるとよいと思いますか？



## Q 居住環境についてどのように思いますか？



## Q 地域での活動や行事などへの参加についてどのように思いますか？





スポーツ

第 34 回彦根シティマラソン中止

新型コロナウイルス感染症の発生や感染拡大の防止を図るため、11月8日(日)に予定していた第34回彦根シティマラソンを中止します。

問 スポーツ課  
☎ 22-5955    ☎ 23-9190

健康・福祉

介護職員初任者研修受講料の助成

県が指定する介護職員初任者研修課程を修了し、市内で勤務する人に同研修の受講費用の一部を助成します。

- 対 次の①～⑤全てに該当する人
- ①市内に住所を有する
  - ②県指定の介護職員初任者研修を修了
  - ③初任者研修の終了後、市内事業所で3か月以上の勤務実績があり、今後も市内事業所で就労予定
  - ④初任者研修に係る他の公的助成を受けていない
  - ⑤申請時に納期限が到来している市税・国民健康保険料（税）に未納がない

助成内容

▶対象経費 受講に要した経費（受講料、教材費）

▶補助金額 対象経費の2分の1（限度額：5万円）

申 申請書に必要書類（研修修了証明書、受講料などの領収金額が分かるもの、勤務証明書、誓約書）を添付して郵送または窓口。※審査後に市から交付決定通知書を交付します。

問 介護福祉課  
☎ 23-9660    ☎ 30-9231  
（〒522-0041 平田町670）

介護福祉士育成応援補助金

市内の介護施設などで活躍する介護サービス従事者の確保と資質向上のため、介護福祉士の資格取得に向けた実務者研修の受講に要する費用の一部を補助します。

- 対 次の①～④全てに該当する人
- ①交付年度内に実務者研修の受講を修了し、翌々年度内に介護福祉士の国家試験を受験する
  - ②市内の介護施設などに勤務し、補助を受けた翌年度以降3年度勤務する予定
  - ③国、県、その他の機関から実務者研修の受講料について助成等を受けていない
  - ④申請時に納期限が到来している市税・国民健康保険料（税）に未納がない

補助金額

▶市内在住者 受講料の4分の3（限度額：15万円）

▶市外在住者 受講料の2分の1（限度額：10万円）

申 受講の申込前までに、郵送または窓口。

※添付書類は、彦根市ホームページをご覧ください。

問 介護福祉課  
☎ 23-9660    ☎ 30-9231  
（〒522-0041 平田町670）

障害者福祉推進会議委員募集

彦根市障害者計画（ひこね障害者まちづくりプラン）の見直しや、適正な進行管理などを協議する会議です。障害福祉施策などについて、意見や提案をする委員を募集します。

- 対
- ▶市内在住で18歳以上（7月1日現在。高校生は除く）
- ▶障害のある人または障害のある人の家族
- 定 2人
- 任期 3年間（7月～令和5年6月）
- 応 6月17日(水)（消印有効）までに①住所②氏名③生年月日④電話番号⑤応募動機（400字程度）を任意の用紙に記入し、郵送、FAX、メールまたは直接窓口
- 問 障害福祉課  
☎ 27-9981    ☎ 30-9231  
✉ shogaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp  
（〒522-0041 平田町670）

市職員を募集します

受験申込書などの配布場所、受験の申込、問い合わせ先  
人事課（彦根駅西口仮庁舎4階）☎30-6106    ☎22-1398

| 試験区分<br>職務内容                                                  | 人員  | 受験資格                                                                                                                                                                                                                              | 受付期間・試験日                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 育児休業代替<br>任期付職員<br>（上級一般事務）<br>一般行政事務                         | 2人  | 次のいずれかに該当する人<br>①平成11年4月1日までに生まれた人<br>②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人                                                                                                                                 | 受付期限 6月19日(金)<br>8：30～17：15（土・日曜日は除く）<br>※郵送は6月19日(金)の消印有効<br><br>試験日 6月27日(土)                                                    |
| 保健師<br>保健衛生指導業務<br>および<br>関連する行政事務                            | 2人  | 次の要件をいずれも満たす人<br>①平成2年4月2日以降に生まれた人<br>②保健師の登録をした人または令和3年3月31日までに登録をする見込みの人                                                                                                                                                        | 受付期限 6月12日(金)<br>8：30～17：15（土・日曜日は除く）<br>※郵送は6月12日(金)の消印有効<br><br>試験日 6月28日(日)<br><br>※同一日程で行いますので、<br>受験される試験区分のみ、<br>お申し込みください。 |
| 言語聴覚士<br>乳幼児および児童の<br>言語検査や指導に<br>関する業務および<br>関連する行政事務        | 1人  | 次の要件をいずれも満たす人<br>①昭和60年4月2日以降に生まれた人<br>②言語聴覚士の免許証を有する人または令和3年3月31日までに取得する見込みの人                                                                                                                                                    | 受付期限 6月15日(月)<br>8：30～17：15（土・日曜日は除く）<br>※郵送は6月15日(月)の消印有効<br><br>試験日 7月5日(日)                                                     |
| 保育士<br>・<br>幼稚園教員<br><br>保育業務および<br>関連する行政事務                  | 2人  | 次の要件をいずれも満たす人<br>①平成2年4月2日以降に生まれた人<br>②保育士の登録をした人または令和3年3月31日までに登録をする見込みの人<br>③幼稚園教諭1種または2種の免許状を有する人または令和3年3月31日までに取得する見込みの人                                                                                                      | 受付期限 6月15日(月)<br>8：30～17：15（土・日曜日は除く）<br>※郵送は6月15日(月)の消印有効<br><br>試験日 7月5日(日)                                                     |
| 上級一般事務<br>（教養試験選択者）<br><br>（基礎能力検査<br>（SPI）選択者）<br><br>一般行政事務 | 15人 | 次のいずれかに該当する人<br>①平成2年4月2日から同11年4月1日までに生まれた人<br>②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人または令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みの人                                                                                                          | 受付期限 6月15日(月)<br>8：30～17：15（土・日曜日は除く）<br>※郵送は6月15日(月)の消印有効<br><br>試験日 教養試験選択者<br>6月28日(日)<br>基礎能力検査（SPI）選択者<br>7月4日(土)            |
| 上級土木技術<br><br>土木に関する計画、<br>設計、監督などの<br>業務および関連する<br>行政事務      | 1人  | 次のいずれかに該当する人<br>①平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）で専門課程（※）を専攻し、卒業した人<br>②平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）で専門課程（※）を専攻し、卒業した人または令和3年3月31日までに卒業する見込みの人<br><br>※上級土木技術：土木、都市計画など<br>上級建築技術：建築<br>上級機械技術：機械工学など | 受付期限 6月15日(月)<br>8：30～17：15（土・日曜日は除く）<br>※郵送は6月15日(月)の消印有効<br><br>試験日 7月12日(日)<br><br>※同一日程で行いますので、<br>受験される試験区分のみ、<br>お申し込みください。 |
| 上級建築技術<br><br>建築に関する設計、<br>監督、建築確認などの<br>業務および関連する<br>行政事務    | 1人  |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                   |
| 上級機械技術<br><br>建築設備に関する<br>設計、監督などの<br>業務および関連する<br>行政事務       | 1人  |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                   |

..... 〈 広 告 欄 〉 .....



【省略記号】🕒 日時 📍 場所 📄 対象 📅 定員 💰 費用（記載なし：無料）👤 その他 📞 託児 📧 申込 🏠 応募 🗨 問い合わせ

## 健康・福祉

### 戦没者遺骨の DNA 鑑定

厚生労働省では、4 月から、硫黄島およびキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された戦没者の遺骨について、遺族と思われる人からの DNA 鑑定申請を募集しています。

**📄** 硫黄島およびキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者の遺骨の遺族だと思われる人 **💰** 無料（DNA 鑑定料は全額国庫負担）  
**📧** DNA 鑑定申請書を作成の上、郵送または窓口。申請書などは請求いただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

**🗨** 厚生労働省 社会・援護局 事業課 鑑定調整室（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2）  
☎ 03-5253-1111（代）

### 政府主催 戦没者慰霊巡拝

政府主催の、旧主要戦域となった陸上および遺骨収集の望めない海上などにおける慰霊巡拝が行われます。  
※巡拝地域・時期や費用など、詳しくはお問い合わせください。

**📄** ▶戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥、姪および参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者 ▶健康状態が良好で、航空機などによる長距離旅行や気候風土の異なる地域での旅行に耐えられる人（判定には、医師の証明書によること）▶遺族代表としてふさわしい人 **👤** 窓口で申込書をお渡しします。

**🗨** 社会福祉課  
☎ 23-9590 📠 26-1768

### 戦没者などのご遺族の人へ 第 11 回特別弔慰金支給

戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

**📄** ▶令和 2 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得 ▶戦没者などの子 ▶戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 ▶それ以外の戦没者などの三親等以内の親族（甥、姪等）※戦没者などの死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた人に限ります。 **📄** 支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債  
**📄** 請求期限 令和 5 年 3 月 31 日  
**📄** 請求方法 社会福祉課にお越しください。※前回の受給関係書類をお持ちの人は、その書類をお持ちください。

**🗨** 社会福祉課  
☎ 23-9590 📠 26-1768

### 国民健康保険特定健診 後期高齢者医療健康診査

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定どおり実施できない場合があります。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

#### ● 40～74 歳の人の国民健康保険 特定健康診査

40～74 歳の国保加入者には、5 月下旬に受診券を送付しています。受診方法や日程などは、同封の案内をご覧ください。

● 75 歳以上の人の健康診査  
対象者に、5 月下旬に受診券を送付しています（生活習慣病などで医療機関を受診している人は除く）。  
※受診を希望する人で受診券が届かない場合は、ご連絡ください。

**🗨** 保険年金課医療保険係  
☎ 30-6112 📠 22-1398

### 福祉医療助成制度

福祉医療費受給券など（乳幼児・子ども医療以外）をお持ちの人は、6 月 30 日(火)までに更新手続きが必要です。対象者には書類を送付します。

新たに該当すると思われる人は、お問い合わせください。制度について詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

#### 制度区分 ※制度により条件があります

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 乳幼児 ※0～6 歳          |                  |
| 子ども医療（通院・入院）※小 1～3  |                  |
| 子ども医療（入院のみ）※小 4～中 3 |                  |
| 更新が必要な制度            | 重度心身障害者          |
|                     | 精神障害者            |
|                     | ひとり親家庭           |
|                     | ひとり暮らし寡婦（65 歳未満） |
|                     | ひとり暮らし高齢寡婦       |
| 65～74 歳             | 心身障害者            |
|                     | 非課税              |

**🗨** 保険年金課年金係  
☎ 30-6136 📠 22-1398

## 文化・芸術

### 行事開催中止

新型コロナウイルス感染症の発生や拡大防止のため、開催を予定していた次の行事を中止します。  
● 第 69 回（令和 2 年度）彦根市美術展覧会  
● 第 56 回（令和 2 年度）彦根市民文芸作品 表彰式・市民文芸講座・部門別研修会  
● 夏休み文芸ワークショップ（俳句、短歌、川柳、詩）

**🗨** 文化振興室  
☎ 23-7810 📠 21-3080

## 環境・エコ

### 第 62 回水道週間 飲み水を 未来につなごう ぼくたちで

水道についての理解と関心を高めるため、水道週間を実施します。

🕒 6 月 1 日(月)～同 7 日(日)  
**🗨** 上下水道総務課  
☎ 22-8477 📠 24-4054

### 農薬危害防止運動 （6 月 1 日(月)～ 8 月 31 日(月)） 農薬による事故・被害を防止

● 農薬の使用前には、ラベルの使用方法を確認し、希釈倍数などの使用基準や、使用上の注意事項を守りましょう。  
● 農薬を散布する際は、風向きや風の強さなどに注意し、近くの住宅や隣接作物に飛散しないよう、周辺に気を配りましょう。  
● 近年の農薬事故の傾向は、保管管理不良などによる農薬の誤飲・誤食が全体の 40％弱を占めています。誤飲につながる容器への移し替えは行わないよう、注意してください。

**🗨** 生活環境課  
☎ 30-6116 📠 27-0395

## お知らせ

### 市営住宅入居者募集

● 市営高宮竹之腰団地 1 戸（世帯向）  
● 市営芹川団地 1 戸（世帯向）  
**入居予定時期** 8 月中旬以降  
**📧** 6 月 8 日(月)～同 18 日(木)に、直接窓口（本人または同居予定の家族）。※申込資格がありますので、詳しくはお問い合わせください。  
**🗨** 建築住宅課  
☎ 30-6123 📠 22-1398

### マイナンバーカード交付 休日開庁日

🕒 6 月 28 日(日) 9：30 ～ 13：00（受付 9：30 ～ 12：30）  
**🗨** 市民課  
☎ 30-6111 📠 22-1398

### 市の文化財に指定

**🗨** 文化財課  
☎ 26-5833 📠 26-5899



▲旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・旧戸塚家住宅）

3 月 12 日付けで、芹橋二丁目の「旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・旧戸塚家住宅）」（1 棟）が、新しく彦根市指定文化財（建造物）になりました。今回の指定で市指定文化財が 89 件になりました。

この屋敷は、通りに沿った家の当主の名前を並び順に横帳に列記した天明元年（1781）の『三拾七組家並帳』（彦根市立図書館蔵）などの 5 冊の家並帳でも「戸塚」姓が確認できます。

また、天保 7 年（1836）作成の「御城下惣絵図」にも「戸塚文介」の家として記載され、間口 6 間、奥行 10 間の敷地割が

現在もほぼ保たれていることが分かります。

旧戸塚家住宅は、一部改造はあるものの、江戸後期の善利組足軽屋敷の姿を良好に留めており、善利組の足軽屋敷を代表する一例であるとともに、善利組足軽屋敷の保存と活用に大きく寄与する歴史的建造物として貴重です。



お知らせ

園芸作物の出荷拡大をする  
農業者を支援

農業者などが園芸作物の出荷拡大を行うために導入する農作業用機械などに係る経費の一部を助成します。

**助成率** 4 分の 1（上限 50 万円）

**対** ①市内在住の農業者

②主として彦根市を拠点とする営農団体

**対象事業** 主として市内の園芸作物の出荷拡大に必要な農業用機械や施設などの導入に係る経費

※他の助成（国、県など）と併せて、本助成を受けることはできません。

※ 20 万円以上であること

※耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下であること

**受付期間** 6 月 1 日(月)～同 23 日(火)

**事業の採択** 申込者多数の場合は、費用対効果の高いものを優先して採択します。助成金の交付は予算の範囲内とします。

**他** 詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

**問** 農林水産課

☎ 30-6118 📠 24-9676

20 歳になったら国民年金

国民年金は、日本に住んでいる 20 歳から 60 歳までの全ての人加入し、老後の所得保障のほか、不慮の事故（障害や死亡など）により生活の安定が損われることのないよう、保険料を出し合い、支え合う制度です。保険料の納め忘れがあると、年金が受け取れないこともありますので、保険料を納付してください。

基礎年金の半分は国庫負担であり、現在 20 歳の人も納付した保険料以上の年金が受け取れます。

保険料の支払猶予制度

学生や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」「納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。保険年金課、支所、各出張所で申請してください。

※学生納付特例の申請には、学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面を含む）のコピーまたは在学証明書（在学期間のわかるもの）が必要です。

**問** 保険年金課

☎ 30-6136 📠 22-1398

城南学区が「思いやりゾーン」に  
高齢者を交通事故から守ろう

滋賀県警察では、お年寄りが関係する交通事故の発生が予測される地域を「思いやりゾーン」として、県内 12 の地域を指定して交通事故を予防していきます。

彦根警察署管内では、城南学区（戸賀町・小泉町・竹ヶ鼻町・西今町・野瀬町・宇尾町）が指定されました。

思いやりゾーン内で行われる交通安全教室などに積極的に参加していただくほか、警察官やボランティアなどが自宅を訪問し、交通安全・防犯指導をします。

**問** 彦根警察署交通課

☎ 27-0110（代）

労働保険年度更新手続  
6 月 1 日(月)～ 8 月 31 日(月)

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続は、令和元年度の確定保険料と令和 2 年度の概算保険料・一般拠出金（石綿健康被害救済法）を、申告・納付する重要な手続きです。最寄りの労働局、労働基準監督署、金融機関で早めに行ってください。

労働保険の手続きは 24 時間いつでも申請・届出可能な電子申請を活用ください。労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

※労働保険の電子申請手続は「電子政府の総合窓口（e-Gov）」から行うことができます。

※電子申請のご利用には、マイナンバーカードまたは電子証明書の取得が必要です。

保険料などの納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の収入に相当の減少があった事業主は、労働保険料などの納付を 1 年間猶予することができます（申請手続きにより納付猶予の特例措置が適用された場合）。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

**問** 滋賀労働局労働保険徴収室

☎ 077-522-6520

行政相談委員に  
ご相談ください



行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、問題の解決や要望などを聞き、その実現を図るとともに、寄せられた意見などを、その後の行政運営に生かす役割を担っています。

「苦情や要望をどこに申し出てよいの分からない」「苦情を言いたいが直接は申し出にくい」といった場合は、気軽にご相談ください。

市役所・支所での定例相談日や、各出張所での巡回相談日、登記・相続・遺言などについて専門職員・専門家が相談に応じる「行政なんでも相談所」の日程は、広報ひこねの毎月 15 日号の相談欄でお知らせします。

※相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

彦根市の行政相談委員

よしもち 吉持 かずよ 和代さん（大藪町）

おおはし 大橋 ひでこ 秀子さん（彦富町）

えぼた 江畑 たかし 隆さん（平田町）

行政相談は、電話でも受け付けています。  
**問** 総務省滋賀行政監視行政相談センター  
☎ 077-523-1100

**問** まちづくり推進室

☎ 30-6117 📠 22-1398

清掃センターへの  
ごみの搬入を控えてください

現在、市内から多量のごみが排出されており、清掃センターで処理できる量を超えています。

通常のごみ収集にも支障が出てしまうため、当面の間、ごみ等の搬入をお待ちいただける場合は、搬入を控えてください。

ごみの量を減らすために

資源になるものはリサイクルしましょう。

▶食品が入っていたトレーなどは、汚れを軽くすすいで「容器包装プラスチック」に出しましょう。

▶新聞、雑誌、段ボールなどは資源回収に出しましょう。お住まいの地域で資源回収がない場合は、清掃センターに持ち込むか、スーパーなどの店舗回収をご活用ください。

▶清掃センターでは古着などの回収も行っています。

**問** 清掃センター

☎ 22-2734 📠 24-7787



## 危険物安全週間 6月7日(日)~同13日(土)

### 「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

危険物を取り扱う関係事業所をはじめ、市民の皆さんに危険物に対する意識を高めてもらうことを目的に、全国一斉に毎年実施しています。

#### 身近にある危険物

ガソリン、軽油、灯油、消毒用アルコール、塗料、アロマオイル、ヘアスプレーなど、日常生活の中でなくてはならないものです。身の回りで使っている物に、次のような表示があれば、それは危険物です。

#### 【例】火気厳禁 アルコール類 危険等級Ⅱ

※このような表示がある物は、火気の近くで使用したり、放置したりしないでください。

#### ガソリンの携行

ガソリンを一時的に貯蔵するときは、消防法令に適合したガソリン携行缶を使用してください。

※セルフ式のガソリンスタンドでは、顧客が自らガソリンを携行缶などに注入することはできません。

※詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

※2月1日から消防法で、ガソリンを携行缶で購入する人に、本人確認(運転免許証の提示など)、使用目的の確認を行うとともに、販売記録を作成することが義務付けられました。

#### 給油時の注意事項

近年では、セルフ式ガソリンスタンドが多く設置されており、誰でもガソリンなどの危険物を給油できます。給油が安全に行われるよう危険物取扱者がじゅうぶんに監視を行っています。給油の手順や機器類の取り扱いを誤ると、思わぬ事故につながります。次の点にじゅうぶん注意して、安全な給油を行いましょう。

▶給油の前にはエンジンを停止させて、車が動かないようサイドブレーキを使用する。

▶給油する自動車に適した油種を確認する。

▶「静電気除去シート」に触れてから給油キャップを開ける。

▶給油ノズルを止まるところまで差し込み、給油ノズルのレバーを止まるところまで確実に引いて給油を行う。

▶燃料タンクが満タンになれば自動的に給油が停止するので、それ以上の注ぎ足し給油はしない。

▶給油キャップを確実に閉める。

## 春の文化祭

※市内文化芸術団体が開催する協賛事業のみ掲載。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一部中止・延期 (5月21日時点)

☎文化振興室 ☎23-7810 FAX 21-3080

|     | 行 事                                           | 日 時                                                | 会 場                | 入場料 |
|-----|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------|-----|
| ※延期 | 第 3 0 回 セ ル リ ア ン 展                           | 6月19日(金)~21日(日) →秋の文化祭期間へ延期                        | 市民会館 ギャラリー         | 無料  |
| ※中止 | Y O S A K O I ソ ー ラ ン 日 本 海 彦 根 三 十 五 万 石 祭 り | 6月20日(土)・21日(日)9:00~20:00                          | ひこね市文化プラザ グランドホール他 | 無料  |
| ※中止 | 2020 Group Eri展(洋画展)                          | 6月25日(休)~28日(日)9:30~17:00 (初日は13:00から、最終日は16:30まで) | 市民会館 ギャラリー         | 無料  |
| ※中止 | 琴 伝 流 大 正 琴 淡 海 琴 佑 会 第 2 0 回 発 表 会           | 6月27日(土)13:30開演(13:00開場)                           | ひこね市文化プラザ エコホール    | 無料  |
| ※中止 | 第 2 1 回 ひ こ ね 第 九 オ ー ケ ス ト ラ サ マ ー コ ン サ ー ト | 6月28日(日)14:00開演(13:30開場)                           | ひこね市文化プラザ グランドホール  | 有料  |
| ※中止 | 第 7 2 回 青 湖 会 展                               | 7月3日(金)~5日(日)9:30~16:30 (最終日は16:00まで)              | 市民会館 ギャラリー         | 無料  |

▶各行事の延期・中止の詳細は、彦根市ホームページをご覧ください、各団体にご確認ください。

6月12日(金)~7月14日(火)

### 「彦根藩御用絵師 佐竹永海 一写山楼から愛雪楼へ」

井伊家12代直亮、13代直弼、14代直憲の3代に仕えた佐竹永海(1803~1874)の作品と画業を紹介。永海ははじめ狩野派を学び、のちに関東文人画の雄、谷文晁(たにぶんちょう)の画塾「写山楼」で腕を磨き、多彩な画風で種々の御用をつとめました。



▲驚図

■【休館日のお知らせ】6月23日(火)

■6月10日(火)、同11日(水)、展示替えのため、一部休室します。

8月17日(月)まで

### 笙 銘元永丸 慶俊作

笙は、17本の竹管を束ねた和音を奏でる楽器。平安時代にさかのぼる貴重な古楽器で、作者の慶俊は優れた笙の作者として著名な人物です。匏(ほう、笙の下の部分)は江戸時代の作で、蒔絵(まきえ)で岩に灌木(かんぼく)が描かれています。



▲笙 銘元永丸 慶俊作

## 彦根藩御用絵師にして江戸の絵師

佐竹永海

佐竹永海(1803~74)は、江戸時代末から明治時代初めにかけての絵師です。現在の福島県会津若松市出身で、江戸に出て有名な谷文晁の画塾・写山楼で学びました。

天保9年(1838)、永海は数え年36歳で彦根藩主井伊家に召し抱えられ、御用絵師として活躍しました。井伊直亮、直弼、直憲と、3代にわたって仕え続けています。

ここでは、永海の珍しい作品をご紹介します。

枝垂桜の一枝と和歌短冊を描いた典雅な掛け軸です(写真)。

短冊には、「追福秋色巨(ついでに)二十三回忌、つまり、秋色の百二十三回忌の追善と題して詠んだ和歌がしたためられています。秋色とは、江戸時代前期の秋色女(1669~1725)のことで、俳句をよくした、講談にも登場する有名な女性です。

本名は小川秋、江戸の和菓子屋の娘で、講談では、上野寛永寺の清水観音堂脇の枝に結わえておいた俳句短冊が親王の目にとまり、謁見を

許されたという噂が展開します。

秋色女の詠んだ俳句は「井戸端の桜あがなし酒の酔」。酒酔いした人が井戸端の桜を愛でると落ちてしまう危険があるといった意味合いでしょう。永海が詠んで画に書き入れた和歌は「経りにける井戸のほとりの桜花 今も青葉に残る面かげ」。秋色女ゆかりの桜は没後123年を経た永海の時代にも存在しました。当時永海は上野の近くに居を構えていたので、彼にとって身近な桜であったとみられます。ちなみに、この桜は植え継がれて代を重ね、現在でも「秋色桜」として上野公園内の清水観音堂の傍らにあり、その姿を楽しむことができます。

彦根藩御用絵師というと、彦根で仕事に打ち込んでいたように思われがちですが、永海の活動の拠点はあくまでも江戸でした。この桜の画は、江戸で暮らす永海が、江戸の名所の景物を江戸人の粋な感覚で描いた作品と捉えることができるのではないのでしょうか。

【彦根城博物館学芸員 高本文恵】

写真の作品は、テーマ展「彦根藩御用絵師 佐竹永海 一写山楼から愛雪楼へ」で6月12日(金)から7月14日(火)まで展示しています(6月23日(火)は休館)。

▲枝垂桜に短冊図 佐竹永海筆(個人蔵)

## とまの玉手箱



第285回



# HAPPY BIRTHDAY!

## 1歳のお誕生日 おめでとうございます

### 5月生まれ



橋本 一汰ちゃん  
(芹川町)



宮地 結愛ちゃん  
(外町)



荻野 瑛斗ちゃん  
(日夏町)



土川 紬ちゃん  
(東沼波町)



西川 優咲ちゃん  
(正法寺町)



杉分 千陽ちゃん  
(東沼波町)



井上 美和ちゃん  
(西今町)

### 6月生まれ



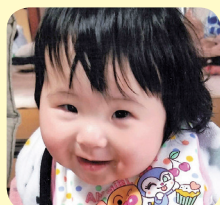
園 太一ちゃん  
(東沼波町)



原田 実波ちゃん  
(東沼波町)



西川 銀志ちゃん  
(山之脇町)



酒井 夢月ちゃん  
(下西川町)



山川 華ちゃん  
(松原町)



饗場 詩季ちゃん  
(大藪町)



上田 美月ちゃん  
(大藪町)



堀池 大心ちゃん  
(地蔵町)



中嶋 りらちゃん  
(外町)



林 咲風ちゃん  
(日夏町)

## 7月に1歳を迎える赤ちゃんの写真を募集します

広報ひこねに「氏名」「住所の町名」を掲載します

①赤ちゃんの氏名(ふりがな) ②生年月日 ③保護者氏名(ふりがな) ④住所 ⑤電話番号をご記入の上、写真を添付して、次のいずれかの方法でご応募ください。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

▶メール (koho@ma.city.hikone.shiga.jp)  
▶郵送 (〒522-8501 元町4-2 彦根市役所シティブロモーション推進課「赤ちゃん写真」係)

応募期限 6月11日(木) (必着)

※応募多数の場合は、抽選を行うことがあります。  
※メールを送ってから5日以内に返信がなければ、受付できていない場合がありますのでご連絡ください。  
※郵送の場合、応募写真は返却できませんのでご了承ください。

問 シティブロモーション推進課広報係  
☎ 30-6103 FAX 22-1398

【省略記号】 ㊟日時 場 場所 対 対象 定 定員 費 費用 (記載なし: 無料) 持 持ち物 他 その他 託 託児 申 申込 応 応募 問 問い合わせ先



## 6月は食育月間です <毎月19日は食育の日>

### 食塩のとり過ぎに気をつけていますか？

日本人の食事摂取基準が令和2年に改定(5年ごとに改定)され、食塩相当量の目標量が引き下げられました。成人男性は7.5g/日未満、成人女性は6.5g/日未満です(※高血圧、慢性腎臓病重症化予防のための目標量は男女とも6g/日未満)。

### 栄養成分表示で塩分量をチェック！

4月から、食品の栄養成分表示が義務化され、今まではナトリウムの表示であったものが、食塩相当量で表示されます。

食品選びのときは、容器包装に記載の栄養成分表示をみて、食品に含まれる塩分量をチェックしてみてください。

### .....食品・調味料に含まれる食塩量.....

|                             |                                 |                               |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| インスタントラーメン(100g)<br>= 約5.6g | 梅干(13g)<br>= 約2.2g              | ちくわ(30g)<br>= 約0.6g           |
| スナック菓子(60g)<br>= 約0.6g      | 濃口醤油<br>小さじ1杯あたり(6g)<br>= 約0.9g | 薄口醤油<br>小さじ1杯あたり(6g)<br>= 約1g |

▲ひこね元気クラブ21の仲間がおすすめする「健康づくりの素」より

## 乳幼児健康診査

| 健 診 名    | 実施日 | 対 象                                                                                    |
|----------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 か 月 児  |     | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、乳幼児健康診査を延期しています。<br>今後の乳幼児健康診査については彦根市ホームページをご覧ください(「乳幼児健康診査」で検索)。 |
| 10 か 月 児 |     |                                                                                        |
| 1歳6か月児   |     |                                                                                        |
| 2歳6か月児   |     |                                                                                        |
| 3歳6か月児   |     |                                                                                        |

※健診延期期間中に、子どもの成長や発達に関して心配なことがありましたら、ご相談ください。

問 健康推進課 ☎ 24-0816 FAX 24-5870

## 栄養相談

### ● 健診結果をふまえた生活習慣病予防のための食生活改善アドバイス

㊟ 7月13日(月)、8月3日(月)、同21日(金) 9:00~、10:30~

場 くすのきセンター2階

定 各1人(予約制)

※内容について詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

※上記のテーマ・日時以外にも、さまざまな栄養相談を受け付けています。

問 健康推進課 ☎ 24-0816 FAX 24-5870

## 相談



| 相談名                                      | 日時 / 場所 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------------------------------------|---------|----|--------|
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今月の「乳幼児個別相談」は開催しません。 |         |    |        |



# ブラジルへ ようこそ！



## ブラジルの祭り「フェスタ・ジュニーナ」

ブラジルの祭りといえば、カーニバルを思い浮かべる人が多いと思いますが、私にとって、もっと楽しい祭りは毎年6月に行うフェスタ・ジュニーナです。田舎の暮らしを祝福する祭りで、参加する男性は麦わら帽子やチェック柄を着て無精ひげを顔に描いたり、女性はつぎはぎのドレスを着てほったにそばかすを書いたりします。

祭りはカラフルな旗が飾り付けられた会場で行われます。「フォホー」という音楽が演奏され、音楽に合わせてフォークダンスを踊ります。また、輪投げや魚釣りなど子どもが楽しめるゲームが用意され、食べ物の屋台もあります。

屋台ではいろいろな料理が楽しめますが、私は「パモーニャ」というお菓子がお勧めです。トウモロコシの葉で作った袋にすりおろしたトウモロコシと砂糖などを混ぜたものを入れて茹でたお菓子です。

また、祭りが行われる6月は冬のため（ブラジルで6月は冬です）、「ケントン」というサトウキビの焼酎に、生姜、オレンジの皮、シナモンやキャラメルなどを入れて温めたものが大人気です。とてもおいしいので、フェスタ・ジュニーナへ行く機会があれば、ぜひ試してみてください。



▲フェスタ・ジュニーナの服装をした子どもの頃の私

【彦根市国際交流員 オカモト・ジュリア・ユリ】

## 広報 ひこね

令和2年6月1日発行  
(通巻第1444号)



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

- 発行・編集：シティプロモーション推進課（1日・15日発行）  
〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号  
☎ 0749-22-1411（代）FAX 0749-22-1398  
【彦根市ホームページ】<https://www.city.hikone.lg.jp/>
- 配布（自治会による配布）：まちづくり推進室☎ 0749-30-6117
- 配布（自治会による配布以外）：総務課☎ 0749-30-6100

- 広報ひこねのご案内  
▶彦根市では、点字および音声版広報ひこね（編集版）を発行しています。  
☎ 障害福祉課☎ 27-9981 FAX 30-9231  
▶外国語版（英語、中国語、ポルトガル語）の広報ひこね（編集版）を発行しています。☎ 人権政策課☎ 30-6113 FAX 24-8577  
▶廃棄する場合には古紙回収に出してください。
- ▶広報ひこねは52,700部作成し、1部当たりの単価は13円（1円未満切り捨て）です。原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

- 人口と世帯数（5月1日現在）  
人口：112,576人（+20）  
男性：56,084人（+8）  
女性：56,492人（+12）  
世帯数：48,515世帯（+107）  
※（ ）内は前月比



## 彦根市総合アプリ

# ひこまち

彦根の暮らしをもっと便利に！  
市の情報をより手軽に入手しよう！

### 主な機能

- ▶ごみカレンダー：地域を登録して、収集日や出し方などの確認ができます。
- ▶子育てカレンダー：乳幼児健康診査や乳幼児個別相談などの子育て情報をご覧ください。
- ▶プッシュ通知 などの

### 便利な機能

- ▶子育て関連機能：妊産婦健診のアラート設定、予防接種のスケジュール機能、子どもの健康管理機能などがあります。
- ▶災害などのお知らせ：市が配信する「メール配信システム」と連携し、災害・火災・防犯などの情報が、アプリのお知らせ機能で通知されます。

アップストア、グーグルプレイから無料ダウンロード可能（通信料は利用者の負担です）。



▲QRコード

☎ シティプロモーション推進課  
広報係☎ 30-6103 FAX 22-1398

【省略記号】🕒 日時 📍 場所 📄 対象 📅 定員 💰 費用（記載なし：無料）🎒 持ち物 🗑️ その他 📞 託児 📄 申込先 📄 応募先 🗨️ 問い合わせ先

## 健康情報

## 風しん予防接種費用助成

風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの接種費用を助成します。

📄（次の全てを満たす人）

- ① 滋賀県が実施する風しん抗体検査を受けた人
- ② ①の検査を受け、風しんに対する免疫が不十分との判断により、担当医から風しんワクチンの接種を推奨された人

📄 助成額・回数

- ▶予防接種に要した費用の2分の1（上限額5千円）  
※生活保護世帯に属する人は全額（上限額1万円）
- ▶助成回数は1人につき1回までです。
- ▶助成の決定は、申請後に審査の上、交付決定通知書を送付、指定の口座に振り込みます。

📄 助成対象期間

3月1日から令和3年3月31日までに県の風しん抗体検査を受け、4月1日から令和3年3月31日までに予防接種を完了していること  
※抗体検査・予防接種の実施期間は医療機関によって異なります。

📄 令和3年3月31日（水）（郵送の場合は必着）までに申請書類を記入して、直接窓口  
※申請書類などについて、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。☎ 健康推進課☎ 24-0816 FAX 24-5870

📄 妊娠している人は予防接種を受けることができません。女性が接種した場合は、接種後2か月間は避妊をしましょう。

📄 健康推進課☎ 24-0816 FAX 24-5870

### 滋賀県風しん抗体検査

📄 妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者などの同居の人、風しん抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居の人 💰 無料  
※詳しくは滋賀県ホームページをご覧ください。☎ 県業務感染症対策課☎ 077-528-3632

## がん検診（医療機関検診）

大腸がん検診

📄 検便容器配布期間 6月1日（月）～11月30日（月）

📄 検便容器提出期限 12月19日（土）

📄 受診方法 健康保険証と検診料を持って指定医療機関を受診（予約が必要な医療機関もあります）。

乳がん検診

📄 受診方法 指定医療機関に電話で予約し、身分証明書と検診料を持って受診。

📄 受診期限 令和3年3月31日（水）

子宮頸がん検診

📄 受診方法 身分証明書と検診料を持って、直接医療機関で受診（予約が必要な医療機関もあります）

📄 受診期限 令和3年3月31日（水）

胃がん検診（胃内視鏡検査）

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせています。受付開始時期は、彦根市ホームページなどをご確認ください。

📄 大腸がん：40歳以上の人、乳がん：40歳以上の女性、子宮頸がん：20歳以上の女性（すべて令和3年3月31日現在の年齢）

※乳・子宮頸がん検診は2年度に1回の検診です。

集団健診を含め、平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に検診を受けた人は、今年度受診できません。ただし、がん検診無料クーポン券対象者は受診できます。

💰 500円（大腸・乳・子宮頸がん検診）

※結果は、受診した医療機関から直接はがきが届きます。

📄 健康推進課☎ 24-0816 FAX 24-5870

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定どおり実施できない場合があります。最新の情報は、各医療機関にお問い合わせください。

集団健診で実施するがん検診の中止

例年6～11月にくすのきセンターなどで行う集団健診は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止します。

協会けんぽが実施する特定健診と同時開催の彦根市がん検診（6月29日、7月6日、8月19日、9月14日（会場：ビバシティ彦根））も中止します。





## 自粛中の街をみんなの歌声で元気に！ 「上を向いて歩こう」

本町一丁目の自治会では、5月の毎週金曜日の午後3時に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出を自粛しているまちを明るくしたいと、「上を向いて歩こう」を町内の各家庭と一緒に歌う、という取り組みを行いました。

発起人は、西地区公民館長の馬場完之<sup>かんじ</sup>さん。自らギターを演奏し、公民館の2階から町内に向かって歌いました。

「午後3時」の3という数字から「3密（密閉・密集・密接）」を避けることを思い出し、換気も兼ねて窓を開けてもらえれば、という気持ちで発案したとのことでした。

歌が始まると、各家庭の室内から手を振る人や、自宅前や道端に出てきて一緒に歌う人などもいました。



西地区公民館で歌う馬場さん▼▶



## 5月31日は世界禁煙デー

2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの害から子どもたちを守ろう～

## 彦根城天守をイエローグリーンにライトアップします

世界保健機関（WHO）が制定した禁煙を推進するための記念日です。市民の皆さんに望まない受動喫煙の防止に関心を持っていただくため、ライトアップを行います（天候などにより中止の場合あり）。

問 彦根市健康づくり推進協議会（健康推進課内）

☎ 24-0816 FAX 24-5870

（共催 湖東圏域 地域・職域連携推進会議）

- ・原則、敷地内禁煙（病院、学校、行政機関）（令和元年7月～）
- ・原則、屋内禁煙（飲食店、オフィス・事業所など）（令和2年4月～）
- ・20歳未満は喫煙エリアへの立入禁止

5月29日（金）～6月7日（日）



ブルーライトアップに続き、新型コロナウイルス感染症の治療に尽力されている医療従事者への感謝と応援の意味も合わせて実施します。